

利益相反取引管理規程

制定: 令和8年5月27日

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「当協会」という。)の役職員その他の関係者と当協会との間に生じ得る利益相反を適切に管理し、当協会の利益を保護するとともに、組織運営の公正性・透明性を確保することを目的とする。

第2条 (定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 「対象者」とは、当協会の役員(理事・監事)、職員、委員会委員及びその他当協会の意思決定に関与する者をいう。
- 「利益相反取引」とは、対象者又は対象者の近親者・関係法人等の利益と当協会の利益が相反する可能性のある取引・行為をいう。
- 「近親者」とは、配偶者並びに二親等以内の親族をいう。
- 「関係法人等」とは、対象者が役員・使用人・顧問を務め、又は重要な利害関係を有する法人・団体をいう。

第3条 (適用範囲)

この規程は、当協会のすべての対象者に適用する。

第2章 利益相反取引の該当性判断

第4条 (利益相反取引の類型)

利益相反取引に該当し得る類型は、次のとおりとする。

- 対象者又は対象者の近親者が、当協会との間で物品の売買・業務委託・賃貸借その他の契約を行う場合
- 対象者又は対象者の近親者が代表者・役員・重要な株主である法人・団体が、当協会との間で契約を行う場合
- 当協会が対象者又は対象者の近親者に対して、寄付・贈与・貸付けを行う場合
- 対象者が当協会の事業と競合する事業を自ら行い、又は競合する法人・団体の役員・使用人を兼ねる場合
- スポンサー契約・補助金申請において、対象者又はその近親者が関係する法人・団体が相手方となる場合
- その他、当協会と対象者の利益が相反するおそれがあると認められる取引・行為

第5条 (利益相反取引の判断基準)

利益相反取引の該当性は、次の基準に照らして判断する。

- (1)取引の相手方が対象者の近親者・関係法人等であるか
- (2)取引条件が通常の市場価格・慣行と著しく乖離していないか
- (3)当協会よりも対象者又は対象者の近親者・関係法人等が優位な利益を得ることとなっていないか
- (4)取引の目的が当協会の事業目的の達成に合理的に資するものであるか

第3章 自己申告

第6条（自己申告書の提出）

対象者は、毎年度4月末日までに、所定の自己申告書（別紙様式第1号）を事務局に提出しなければならない。

2 自己申告書には、次の事項を記載する。

- (1)氏名・役職名
- (2)近親者の職業・勤務先（当協会との取引の可能性がある場合）
- (3)現在兼務している役職・業務（関係法人等の名称を含む）
- (4)前年度において生じた又は生じ得た利益相反の有無及び概要
- (5)その他利益相反に関して申告すべき事項

3 対象者は、自己申告後に利益相反に関する事情が生じた場合は、遅滞なく事務局に届け出なければならない。

第7条（申告書の管理）

事務局は、提出された自己申告書を施錠可能な保管設備に保管し、第三者に開示しない。ただし、理事会及びコンプライアンス委員会の審議に必要な場合はこの限りでない。

2 自己申告書の保管期間は、当該年度終了後5年間とする。

第4章 審議・承認手続

第8条（利益相反取引の事前申請）

対象者は、利益相反取引に該当し得る取引・行為を行おうとする場合は、事前に理事長に書面（別紙様式第2号）で申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の事項を記載する。

- (1)取引の相手方及び当該対象者との関係
- (2)取引の内容・条件・金額
- (3)取引を行う必要性・合理性
- (4)比較対象となる市場価格・他社見積り等
- (5)利益相反の内容及び当協会への影響

第9条（理事会による審議）

理事長は、利益相反取引の申請を受けた場合、原則として次の理事会において審議に付する。

2 利益相反取引の審議においては、当該取引に関係する対象者（利益相反の当事者）を議決から除外する。当該対象者は、理事会への出席及び意見陳述はできるが、議決に

加わることができない。

3 理事会は、次の観点から利益相反取引の妥当性を審議する。

- (1)取引条件が通常の市場価格・慣行と同等以上であること
- (2)当協会の事業目的の達成に合理的に資すること
- (3)対象者個人又はその関係者が不当な利益を得ていないこと
- (4)当協会の社会的信用を損なうおそれがないこと

4 理事会は、審議の結果を議事録に記録し、承認・不承認の理由を明確に記載する。

5 緊急性が高い案件については、書面審議又は理事長専決により処理し、次回の理事会に報告する。

第10条（コンプライアンス委員会への報告）

事務局は、利益相反取引の申請及び理事会の決定内容を、定期的にコンプライアンス委員会に報告する。

2 コンプライアンス委員会は、利益相反管理の状況を監督し、必要に応じて理事会に対して改善の勧告を行うことができる。

第5章 事後管理

第11条（承認後の実施と記録）

理事会の承認を受けた利益相反取引は、承認された条件の範囲内で実施しなければならない。

2 事務局は、承認を受けた利益相反取引の実施状況を記録し、管理台帳(別紙様式第3号)に記録する。

3 実施した取引の条件が事後的に変更された場合は、再度第8条の手続を行う。

第12条（違反への対応）

対象者が、この規程に違反して事前申請を行わず、又は承認を受けずに利益相反取引を行った場合は、コンプライアンス規程及び懲罰規程に基づき適切な措置を講じる。

2 前項の場合において、当該取引から生じた損害については、当協会は当該対象者に対して損害賠償を請求することができる。

第6章 情報公開

第13条（利益相反ポリシーの公表）

当協会は、この規程に基づく利益相反ポリシーをウェブサイト(<https://dbva.jp>)に公表する。

第14条（承認取引の開示）

当協会は、理事会が承認した利益相反取引の概要(取引の種別、相手方の関係、承認理由等)を事業報告書に記載し、社員総会に報告する。

2 前項の情報のうち個人情報に関する部分については、適切な配慮のうえ開示する。

第7章 雑則

第15条（研修の実施）

当協会は、対象者に対して、利益相反取引に関する研修を年1回以上実施し、この規程の周知・理解を促進する。

第16条（規程の解釈）

この規程の解釈及び運用に疑義が生じた場合は、コンプライアンス委員会の意見を踏まえて理事会が決定する。

第17条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

第18条（施行）

この規程は、令和8年5月27日から施行する。

【別紙様式第1号】 利益相反に関する自己申告書

提出日	令和 年 月 日
氏名・役職	(役職:)
兼務役職・業務（法人名含む）	
近親者の勤務先等（関係がある場合）	
前年度の利益相反の有無	☐ なし ☐ あり(概要:)
その他特記事項	

上記のとおり申告します。

令和 年 月 日 署名: ㊞

【別紙様式第2号】 利益相反取引事前申請書

申請日	令和 年 月 日
申請者氏名・役職	
取引の相手方	(名称: 申請者との関係:)
取引の内容・条件	
取引金額	金 円(税込)
比較価格・見積り	
取引の必要性・合理性	

当協会への影響

【理事会審議結果】 ☐ 承認 ☐ 条件付き承認(条件:) ☐ 不承認
審議日:令和 年 月 日 理事長署名: ⑩

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
〒870-0873 大分県大分市高尾台 1-1-2
理事長 牛尾 洋人